

選挙人



①投票用紙などの請求

塩尻市選挙管理委員会に直接または郵便、電子申請などによって、投票用紙などを請求をします。

塩尻市
選挙管理委員会



②投票用紙などの郵送

塩尻市選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書の入ったレターパックが郵送されます。



2～3日

③不在者投票に行く



地方自治体



滞在先の市区町村の選挙管理委員会
で投票します。

投票用紙の郵送

1～2日

